

平成21年2月4日

犬猫救済の輪
代表 結 昭子 様

川崎市動物愛護センター所長

収容幼猫の譲渡に関する質問について（回答）

平成21年1月26日付け「収容猫の譲渡に関する質問」について、次のとおり回答いたします。

質問1 今後、離乳前あるいは50日以前の子猫を当会を含む団体及び個人ボランティア等に譲渡しますか。当会は環境省「譲渡支援のためのガイドライン」にそって、譲渡された動物についての全責任を負うことをお約束いたします。

質問2 平成21年2月初日から譲渡開始が可能ですか。

回答 個人及び団体等に譲渡するにあたっては、動物の選定基準として 離乳済みであるもの 健康・性質等に問題がないものとしているところです。平成21年1月19日付けで回答したとおり、離乳前の子猫については譲渡対象とはいたしません。

なお、離乳しているが健康状態検査・性質判断における適正に問題が残るものの、一時飼養のなかで解決できると判断される子猫については、譲渡に向けて検討いたします。

質問3 残念ながら、現在、川崎市動物愛護センターでは収容動物の数に比して、ホームページ等で情報提供される譲渡情報がかなり少ないと言わざるをえません。一般的に譲渡を円滑に促進し、できるだけ多くの動物に生きるチャンスを与えるために、情報提供の改善にどのように取り組んでいただけますか。

回答 収容される子猫は生後間もないもの、または、疾病に罹患しているものが多いのが現状ですので、譲渡対象とするものが少なくなっていると言わざるを得ません。

なお、今後の情報提供にあたっては、ホームページ等を積極的に活用していきたいと考えています。